

仕 様 書

1 業務の名称

タブレット端末専用回線設置業務（白石区・厚別区・西区保護課分）

2 業務概要

白石区・厚別区・西区保護課において、別途導入予定のタブレット端末が生活保護電算事務システムと通信を行うための専用回線を設置する。

3 履行場所

- (1) 白石区役所 保健福祉部保護一・二・三・四課執務室
(札幌市白石区南郷通1丁目南8番1号 白石区役所複合庁舎3階)
- (2) 厚別区役所 保健福祉部保護一・二課執務室
(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3番2号 厚別区役所1階)
- (3) 西区役所 保健福祉部保護一・二・三課執務室
(札幌市西区琴似2条7丁目1番1号 西区役所3階)

4 履行期間

契約を締結する日から令和8年1月30日（金）まで

なお、本作業は令和8年1月7日（水）から令和8年1月9日（金）に行うこととし、その他の期間は事前作業及び残作業期間とする。ただし、委託者と受託者の双方の合意があった場合には日程変更も可能とする。

5 作業時間

業務に支障がない時間とし、担当職員と十分協議の上、計画的に実施すること。

6 業務の内容

- (1) 委託者と事前協議の上、別紙レイアウト図を参照し、ルーターから委託者が指定する場所までの配線を行うこと。また、通路をまたぐ配線経路での露出配線は不可とし、OAフロア内への収容配線を行うこと。ただし、OAフロア内への収容配線ができない場合には、別途委託者と協議の上、作業を行うこと。
- (2) 別紙レイアウト図にて委託者が指定する場所に8ポートスイッチングハブを設置し、6-(1)で設置したLANケーブルに繋げること。また、5本のLANケーブルを8ポートスイッチングハブに繋ぐこと。
- (3) 配線に用いるLANケーブルの色は本市の指示に従うこと。
- (4) 本業務で必要となる物品について、スイッチングハブについては委託者が用意したものを使用することとし、それ以外に必要なものについては本業務内で受託者が調達すること。
- (5) LANケーブルはCat6のUTPケーブルを使用すること。

7 その他留意事項

- (1) 受注業者は作業中の安全に十分に配慮し、業務を履行すること。また、建物及び建物に付随する設備、運搬物品等に損傷、汚損、故障を与えないように十分注意して作業すること。なお、作業中及び作業終了後、建物及び建物に付随する設備、運搬物品に損傷、汚損、故障が確認された場合には、受託者の負担において、委託者の指示する方法で速やかに原状回復を行うこと。
- (2) 必要に応じて、委託者、他の関係部局と十分に打合せを行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項については委託者と協議の上、誠意を持って業務の履行に当たること。
- (4) 業務完了後は、速やかに業務完了届及び作業実施報告書（写真付き）を提出すること。
- (5) 本業務の履行においては、以下の事項等に留意し、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
 - ア 電気等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
 - イ 環境法令を遵守すること
 - ウ 作業員等の人員輸送については、できるだけ公共交通機関の利用に努めること。

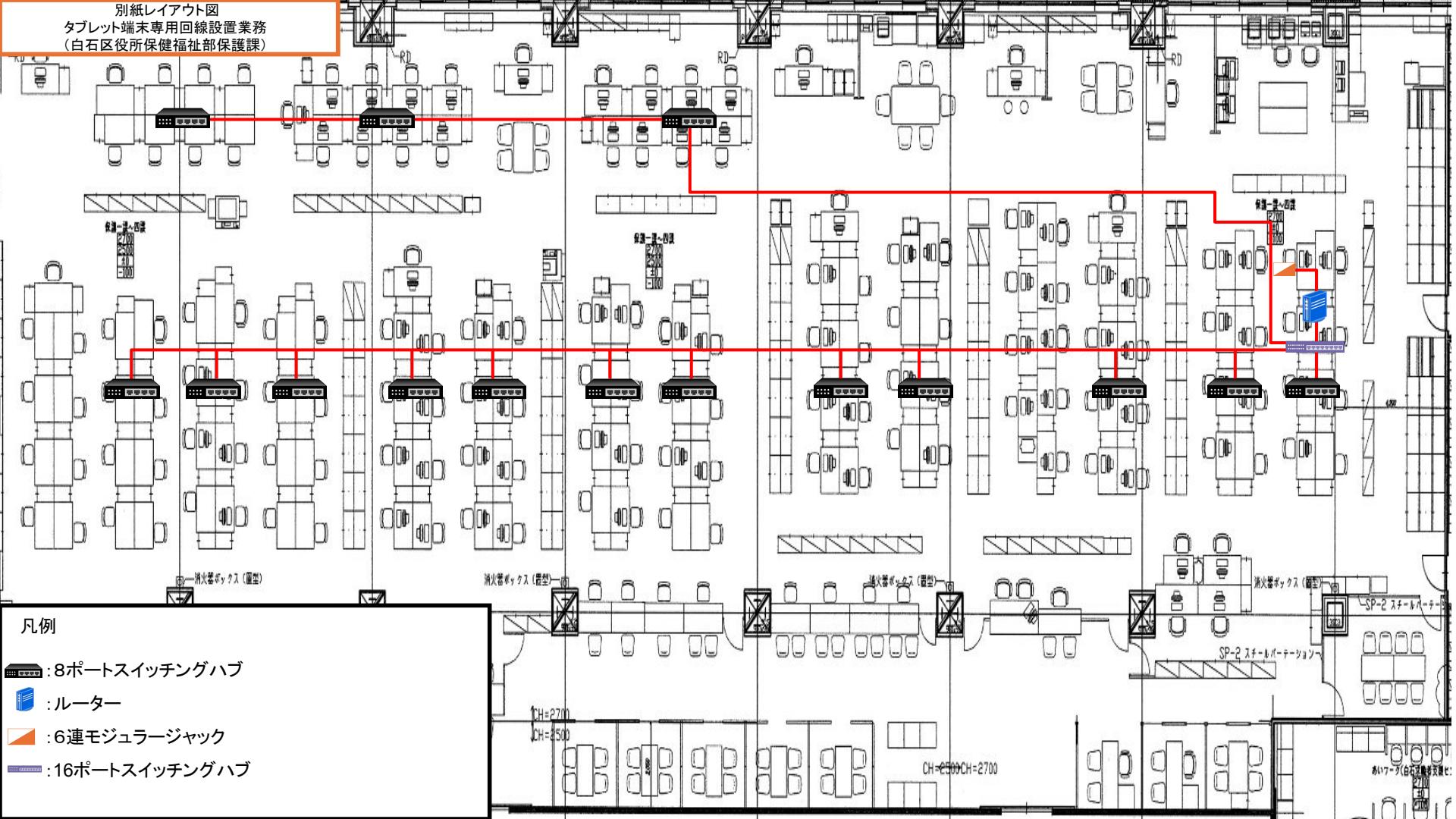
また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最低限にとどめること。

 - エ 業務に伴い排出される廃棄物は適正に処理し、極力、減量、リサイクルすること。
 - オ 本業務の履行において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

8 連絡先

札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局総務部保護課 担当：萬里小路
電話番号：011-211-2992

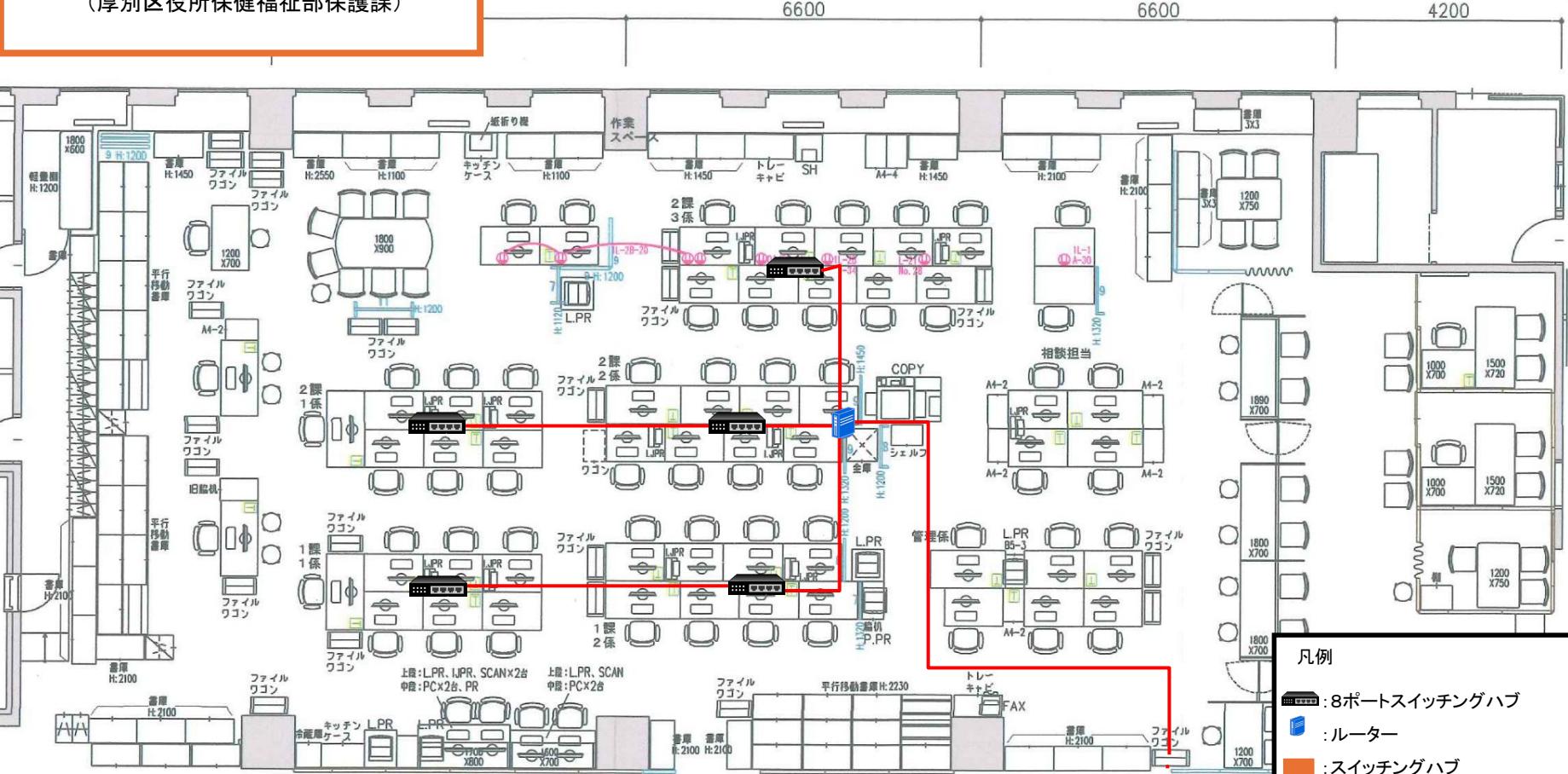
別紙レイアウト図
タブレット端末専用回線設置業務
(白石区役所保健福祉部保護課)



凡例

- : 8ポートスイッチングハブ
- : ルーター
- : 6連モジュラージャック
- : 16ポートスイッチングハブ

別紙レイアウト図 タブレット端末専用回線設置業務 (厚別区役所保健福祉部保護課)



凡例

-  : 8ポートスイッチングハブ
-  : ルーター
-  : スイッチングハブ

